

○乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例

平成6年12月26日条例第24号

(目的)

**第1条** この条例は、乳幼児及び児童等医療費の一部をその保護者に給付することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児及び児童等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「乳幼児及び児童等」とは、満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 「保護者」とは、乳幼児及び児童等の親権を行う者、後见人その他の者で現に乳幼児及び児童等を監護する者をいう。
- (3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
  - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、その額を控除した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- (5) この条例において「基本利用料」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

(6) この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(7) 「附加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

**第3条** この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ本町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児及び児童等とする。ただし、次の各号の一に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児及び児童等
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童療育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児及び児童等

(給付の範囲)

**第4条** 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であって、町の区域内に住所を有する世帯（生活保護法による被保護世帯を除く。）に属する乳幼児及び児童等にかかる医療費から基本利用料及び食事療養標準負担額並びに附加給付される額を控除して得た額（以下「給付額」という。）を給付する。

2 町長は、第2条第5号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を給付することができる。

(受給資格者の認定)

**第5条** 保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(給付の申請及び申請期間)

**第6条** 第4条の給付は、保護者からの申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内とする。

(受給者証の提示)

**第7条** 保護者は、受給資格者が医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険

医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に組合員証又は被保険者証及び受給者証を提示しなければならない。

(給付の方法)

第8条 医療費の給付は、町長がその給付する額を当該保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は前項による支払いができない場合は、当該受給資格者の保護者に支払うものとする。

(届出の義務)

第9条 受給資格者がその資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があったときは、保護者は、その旨をすみやかに町長に届出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による給付を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(給付金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正な行為により、第4条に定める給付を受けたものがあるときは、その者から当該給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

## ○乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例施行規則

平成6年12月26日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例(平成6年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者の認定申請)

第2条 条例第5条の規定により、認定申請をしようとする者は、別に定める様式による乳幼児及び児童等医療費受給資格認定申請書(以下「認定申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類(以下「被保険者証等」という。)

(2) 保護者(乳幼児及び児童等の生計を主として維持する者に限る。)の所得の状況を明らかにする書類

(3) 保護者(乳幼児及び児童等の生計を主として維持する者に限る。)に属する世帯員全員が市町村民税非課税者にあつては、世帯員全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

(受給資格者の登録及び受給者証の交付)

第3条 町長は、前条の規定により認定したものについて、別に定める様式の乳幼児及び児童等医療費給付登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録し、別に定める様式の乳幼児及び児童等医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 受給者証を毀損又は亡失したときは、別に定める様式の乳幼児及び児童等医療費受給資格者証再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は7月1日から7月31日までの間とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

(受給者証の提示)

第4条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険者証等を添えて提示

するものとする。

(給付の申請)

**第5条** 条例第6条に規定する給付の申請は、別に定める様式による乳幼児及び児童等医療費給付申請書に医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて申請しなければならない。

(給付額の決定)

**第6条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ支払額を決定し、支払通知書により当該申請者に通知する。

(条例第4条第2項に規定する額等)

**第6条の2** 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第15条第3項に規定する額とする。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還)

**第7条** 受給資格者が、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、受給資格を喪失する。

- (1) 小清水町の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 条例第3条のただし書に該当するに至ったとき。

2 前項の規定に該当したときは、保護者は、受給者証を町長にすみやかに返還しなければならない。

(変更の届出)

**第8条** 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、別に定める様式の乳幼児及び児童等医療費受給資格内容変更届出書を町長に提出しなければならない。

- (1) 加入している医療保険に変更があったとき。
- (2) 住所に変更があったとき。
- (3) その他申請事項の内容に変更があったとき。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。